

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

## 答申info vol.37

### 令和4年12月22日成立 答申速報



答申番号 (令和4年度)	事 案	論 点
(最情) 答申第25号	最高裁判所に対し、事件の審理・進展に係る状況について、担当書記官等からなされた報告の内容が記されている全ての文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第26号	開示する司法行政文書のうち、どのような場合に謄写は認めず閲覧のみを認める取扱いをすることになっているかが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第27号	競売手続で「売却基準価額」を決定する際に委託する不動産鑑定士一覧の不開示判断（開示対象外）（苦情申出期間の徒過）	苦情申出期間の徒過
(情) 答申第28号	苦情申出人に対する押収の令状の発付時刻を記録した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否
(情) 答申第29号	裁判所合同庁舎で入庁時に行われている所持品検査を弁護士が免除されている根拠となる文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の当否

## 情報公開わかるかも学校③7

### ～電磁的記録の実施手数料の巻～



カモミール

システムにおいて電磁的記録として保有している司法行政文書を、文書管理上の種別である電磁的記録のまま出力することができず、紙に印刷する形式でしか出力できないような場合、実施手数料はどのように算定すればいいのかしら。



おしどり先生

システムに保存されている電磁的記録（保有している司法行政文書）を、システムの仕様上、保存されている文書の種別である電磁的記録のまま出力することができず、紙に印刷する形式でしか出力できないような場合、司法行政文書として管理されている対象文書は電磁的記録であっても、実施の作業としては、印刷された紙をスキャナによって読み取り、電磁的記録を作成することになりますので、開示の実施のための事務における実費としては紙を基準に考えるのが相当ですね。

よって、開示通知書上の媒体種別を「紙」とした上で、その手数料額については、事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」に従って算定してください。

日直  
カモミール

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

# 答申info vol.38

## 令和5年2月1日成立 答申速報



わかるかも学校は、  
開廷表等に関する  
記事だね！

とうしん君

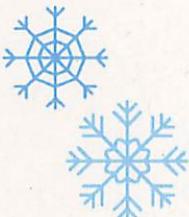
答申番号 (令和4年度)	事 案	論 点
(最情) 答申第27号	裁決に対する不服申立て先を法務大臣と記載した法的根拠等を記した文書及び裁決の取消訴訟を特定の裁判所が管轄するという法的根拠等を記した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第28号	簡易裁判所判事の女性比率を高めるための方策について記載された文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第29号	特定年度の簡易裁判所判事における女性登用の数値目標について記載された文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第30号	判例集等の刊行に関する取扱いが記載されている文書及び同取扱い等に係る最高裁判所からの指示・事務連絡等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第31号	判例集等の刊行に関する取扱いが記載されている文書及び同取扱い等に係る最高裁判所からの指示・事務連絡等の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(情) 答申第32号	判例集等の刊行に関する取扱いが記載されている文書及び同取扱い等に係る最高裁判所からの指示・事務連絡等の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(情) 答申第33号	特定月日の特定の部の開廷表に記載されている開廷情報の不開示判断（不存在）	文書の存否

## 情報公開わかるかも学校⑧～「開廷表等」の巻～



かも太郎

情報公開わかるかも学校⑧では、システム内で電磁的記録として保有している司法行政文書を出力するときの実施手数料に関する記事が出ていたね。今回の答申の中にも開廷表に関するものがあるけれど、開廷表や期日指定状況一覧等（以下「開廷表等」という。）が開示申出の対象となった場合、システム内で保有している開廷表等も、開示の対象となるのかも？



事件処理システム内で保有している開廷表等（電磁的記録）は、対象となる期日がいつのものか（過去か未来か）を問わず、司法行政事務で開廷表等を利用するまで原則として司法行政文書に該当しません。すなわち、司法行政事務のために当該システムから紙等に出力したもの（紙を更に電磁的記録化したものを含む。）が開示の対象として考えられます。

そこで、開廷表等を司法行政文書として保有していなければ、事件処理システムから出力して開示対象とする必要はありません。ただし、司法行政部門での利用の実績によっては、当該システム内の開廷表等自体が司法行政文書となる可能性は完全に否定できません。

日直  
かも太郎



おしどり先生

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

# 答申info vol.39

令和5年2月27日成立 答申速報

『情報公開講座（実践編）』には、参考となる過去の答申いろいろ紹介されているよ！

とうしん君

答申番号 (令和4年度)	事 案	論 点
(最情) 答申第30号	級別定数表の「職名」別の予算定員と裁判所データブックに記載されている書記官等の定員がどのように対応しているかが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第31号	特定の事件の決定の理由が分かる文書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第32号	級別定数表の職名として出てくる技術員等の職務内容が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第10号	これまで送付されたすべての請求及び督促状における明細に記録された保有個人情報の不開示判断（不特定）	文書の特定
(個) 答申第11号	これまで提出したすべての抗議文に関する検討内容、抗議文到着後のプロセスに記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件（文書の特定）	文書の特定

## 情報公開わかるかも学校 39

～『情報公開講座（実践編）』紹介の巻～



カモミール

令和5年1月に『情報公開講座（実践編）』が出されたよね。  
どんな内容なのかしら？



実務に即した具体的な例題を使って、僕やおしどり先生と一緒に文書開示事務を学ぶことができる音声付き動画資料だよ。文書開示手続の基本的な考え方を知っていても、実際の事務にどう当てはめて考えていくかを理解するには、例題があるとより分かりやすいよね！



かも吉

『情報公開講座（実践編）』は、『情報公開講座（初級編）』を見ていただいた方や、『情報公開ハンドブック』に記載されている情報公開に関する基本的な知識を有する方を対象とした、文書開示に関する事務について更に理解を深めるための資料です。

司法行政文書の開示事務の実際の流れをイメージしやすくするために、開示手続の事務の流れに沿って留意点を検討し、確認していく構成となっています。所属庁の総務課などに聞いてみてくださいね。

日直  
かも吉  
カモミール



おしどり先生



最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

## 答申info vol.40

令和5年3月16日成立 答申速報



答申番号 (令和4年度)	事 案	論 点
(最情) 答申第33号	特定年の障害者任免状況通報書等の一部不開示の判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第34号	裁判所職員総合研修所入所試験の略称が日本語ではない場合の正式名称が記載された文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第34号	特定の法人が過去に提出した書面の不開示判断（特定不能）	文書の特定
(情) 答申第35号	特定人が特定の労働争議の仲裁に入った時の事件記録帳等の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性
(情) 答申第36号	特定の事件の指定を受けて司法委員となり非常勤の裁判所職員の身分を取得した者の氏名が分かる資料の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5①）

## 情報公開わかるかも学校 ④〇

～参考資料紹介の巻～

文書開示の参考資料を改めて紹介します。  
まだ見ていない資料はあるかな？



おしどり先生

司法行政文書開示手引

総論（手続編・資料編）と各論があるよ

答申書は、裁判所ウェブサイトで公表されているよ

司法行政事務を初めて担当する人向けた基礎的な内容の動画資料だよ

情報公開ハンドブック

情報公開手続の概要が分かるのね

おしどり先生

かも太郎

かも吉

かも丸

# 答申info vol.41

## 令和5年5月24日成立 答申速報

特定不能?



とうしん君

答申番号 (令和5年度)	事 案	論 点
(最情)答申第1号	裁判所職員又はその家族の訃報に接した際、裁判所がその遺族に対して送っている説明文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情)答申第1号	「受領書」という文言が判決中にある裁判の判決日の警備又は清掃日報の不開示判断(特定不能)	文書の特定
(個)答申第1号	特定の裁判所における特定年月日に警察官が臨場した際の内容及びその判断が記録された特定人に係る全ての保有個人情報の一部不開示の判断	不開示情報該当性(個人情報保護法78②)

### 情報公開わかるかも学校④

～申出内容の特定の巻～

かも太郎



令和5年度初のわかるかも学校だね。僕たちのこと知ってくれている方も、はじめましての方も、どうぞよろしくお願いいたします。

ごきげんよう、かも太郎くん。わかるかも学校では、直近の委員会で出された答申や参考資料などを紹介することで、少しでも開示事務に興味を持ってもらったり開示事務の理解が深またりすることを期待しています。



カモミール

かも太郎さん、カモミールさん、こんにちは。今年度もよろしくお願いします。答申infoは、情報公開・個人情報保護審査委員会の答申成立後に、速報として答申Naviと一緒にJネットポータルに掲載されます。

では早速、5月の答申を見てみましょう。令和5年度(情)答申第1号では、開示申出文書の特定が論点とされました。この答申では、「受領書」という言葉が判決文の中にある裁判の判決日の警備又は清掃の日報の開示が求められたのに対し「本件開示申出に係る文書である特定日付の警備又は清掃の日報を特定するためには、・・・警備又は日報以外の司法行政文書に記載された情報から対象裁判を探索し、その判決言渡日を特定する必要があり、本件開示申出の内容では、開示を求める司法行政文書は客観的かつ一義的に定まらない」と認定し、「判決文において用いられた特定の文言によって対象となる警備又は清掃の日報を特定することはできない」と判断しています。

他の文書などに記載された情報を元に探索などを行わなければ開示申出文書を特定することができない場合は、当該答申が不特定であることを示唆しています。申出内容の整理の際に参考にしてください。



おしどり先生



## 答申info vol.42

### 令和5年6月23日成立 答申速報

とうしん君

答申番号 (令和5年度)	事 案	論 点
(情)答申第2号	特定の遺言執行者選任申立事件の遺言執行者の選任に関し、弁護士会及び所属弁護士に依頼等した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情)答申第3号	判決言渡しがあった特定の事件につき、部外の者から寄せられた批判等を記録した司法行政文書の一部不開示の判断	文書の特定不開示情報該当性(法5①)
(情)答申第4号	家事審判事件確定証明書の作成・交付要領等の不開示判断(不存在)	文書の存否 開示対象外

## 情報公開わかるかも学校④

かも吉

～司法行政文書開示手続  
の手引改訂の巻～



かも太郎くん！司法行政文書開示手続の手引が改訂されたらしいよ。

かも吉くん、こんにちは。僕も見たよ！6月9日付けで改訂されているね。J・NETポータル規則集等データベースⅡに掲載されているものを全て見るのは大変だよね。おしどり先生にポイントを聞いてみよう。

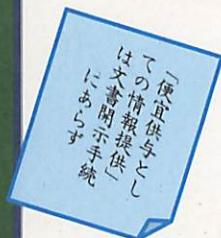


かも吉くん、かも太郎くん、よく見てますね。今回の改訂は、令和4年7月に実施された改正後の要綱に基づく事務の実績を踏まえたものです。いくつかのポイントを説明しますので、ぜひ参考にしてください。

- ・電子メールの保管状態と組織共用性の関係などについて整理されました。  
(総論3 p)
- ・開示通知書等に記載する文書の種別に関して、電磁的記録として保有している文書であってもシステム等で予定されている通常の操作では電磁的記録のまま出力できない仕様となっている場合、種別を「紙」として、実施手数料も紙での計算とすることが示されました。(総論33、34 p、わかるかも学校⑦も参照)
- ・従前使用していた電話番号等について、法5条6号の事務支障情報に該当することが示されました。(各論2 p)
- ・事件処理システム内で保有している開廷表について、原則として司法行政文書に該当しないと整理されました。(各論42 p、わかるかも学校⑧も参照)

この機会にぜひ、改めて確認してみてくださいね。

かも太郎



おしどり先生

# 答申info vol.43

## 令和5年7月19日成立 答申速報

夏休み！

とうしん君



答申番号 (令和5年度)	事 案	論 点
(情) 答申第5号	「22部の歩き方」と題する小雑誌の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性
(情) 答申第6号	判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(情) 答申第7号	判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の不開示判断（文書の特定）	文書の特定
(情) 答申第8号	判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の不開示判断（文書の特定）	文書の特定

## 情報公開わかるかも学校④

～今まで取り上げた答申の巻～

おしどり先生

皆さん、夏休みの間に今までの振り返りをしましょう！  
最近取り上げてきた答申で、印象に残っているものを挙げてみてください。



かも太郎

僕は、インターネットでアクセスしたウェブサイトのアクセス履歴が開示対象となった令和3年度（情）答申第49号が気になりました。  
インターネットの閲覧履歴は、「ウェブブラウザの機能によって自動的に作成、保存及び消去されるもの」であり、その「機能によって自動保存されるにとどまる限りにおいては、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているとは認められず、開示手続の対象となる司法行政文書に該当するとはいえない」と判断しました。今後はMicrosoft365の利用などによって、様々な方法で文書が管理されることになるので、参考になると思いました。



カモミール

私は、令和3年度（個）答申第4号が気になりました。  
原判断において不開示理由を「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（内線番号等）」と記載したことにつき、「内線番号のみを記載するのではなく、『（内線番号、対応方針や対応手順及びその検討等）』などと可能な限り具体的に記載するのが相当であった」と判断しています。不開示理由の提示は、開示申出人が苦情申出を行う際にその便宜を図るものですから、一般人であれば当該理由を明確に認識できるように、不開示とした趣旨を損なわない程度に「可能な限り具体的に記載しているか」という点に留意したいと思います！

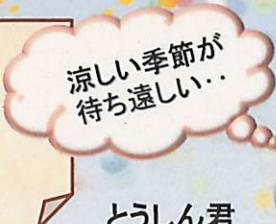
なるほど！みんなよく勉強しているね。答申も判断する時期によって内容はどんどん変化するし、僕もしっかり勉強します！

かも吉



# 答申info vol.44

## 令和5年8月30日成立 答申速報



答申番号 (令和5年度)	事 案	論 点
(最情) 答申第2号	以前は公開していたファクス番号を明らかにしなくなったことを示す文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第9号	特定の地方公共団体の障害者職員一覧と同等の内容が分かる障害者職員一覧の一部不開示の判断	不開示情報該当性(法5①)
(情) 答申第10号	特定年度発注分の特定の封筒の数量、単価及び封筒に印刷されている文字等の内容が分かる文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性(法5②イ)
(情) 答申第11号	特定年度発注分の特定の封筒の数量、単価及び封筒に印刷されている文字等の内容が分かる文書の一部不開示	不開示情報該当性(法5②イ)
(情) 答申第12号	特定の裁判官の訴追請求等及び特定の裁判所書記官についての除斥等に関する文書の不開示判断(存否応答拒否、開示対象外)	存否応答拒否の当否、開示対象外

## 情報公開わかるかも学校④

～表の空欄部分はマスキング不要？？の巻～



マスキング処理って気を使うなあ。空欄…って、開示していいのかな？？とくに情報も載っていないのだから、いいような気もするけど…

ちょっと待って、かも太郎くん！オシドリ先生に、確認しましょう。

かも太郎

今回の答申案のうち、令和5年度(情)答申第9号を見てみましょう。今回の答申では、障害者名簿一覧の欄全体を不開示とした原判断について、以下のように述べています。

「…仮に各欄に空欄部分があった場合に、同部分を開示すると、文書の体裁から障害者の実人数が推測されるおそれがあるものと認められる。…したがって、仮に各欄に空欄部分があった場合に、同部分を開示することは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することになるといえ、法5条1号後段の不開示情報を開示することとなる。以上によれば、本件対象文書のうち、各欄の全体を不開示とした判断に不合理な点はない。」

上記の答申のポイントは、空欄であること自体から、他の情報が分かってしまうような場合、空欄であっても不開示となる場合があるということですね。皆さんも気を付けてくださいね。



カモミール

かも吉

確かに、空欄を開示することでマスキング部分に関する情報が推測できてしまうこともありますよね！改めて注意します！



おしどり先生

とうしん君

HAPPY  
Hallowe'en

# 答申info vol.45

## 令和5年10月3日成立 答申速報

### 情報公開わかるかも学校④

今回の答申で、事件番号が個人識別情報に該当するとの内容の答申が出たね！おしどり先生、ポイントを教えて！

～事件番号は個人識別情報になる??の巻～



おしどり先生

今回の成立した**令和5年度（最情）答申第3号**において、「事件番号によって特定される事件の訴訟記録を閲覧することで、一般に、各訴訟記録に記載された対象事件の被告人の氏名や住所等を知ることが可能となり、特定の個人を識別することができる」となる。」とし、「事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報である」ということができ、法5条1号前段の個人識別情報に相当する。」と述べ、本件の事件番号は個人識別情報であると明言されました。



かも太郎

事件番号自体が（単体で）個人識別情報に当たる場合があるということですね。



カモミール

皆でしっかりと認識を共有しながら進めるよう、気をつけます！



かも吉

発行日 令和5年10月17日【機密性?



答申番号 (令和5年度)	事 案	論 点
(最情) 答申 第3号	特定のシステム内で保有されている特定の期間に特定の法律を適用し、かつ控訴審判決が存在する事件の第一審判決を宣告した裁判所名、事件番号及び判決日が記載された文書の一部不開示の判断に関する件	不開示情報該当性（法5①）
(最情) 答申 第4号	特定の司法行政文書開示請求書に添付されていた特定の地裁の特定年月日付け決定の一部不開示の判断に関する件	不開示情報該当性（法5①）
(最情) 答申 第5号	特定の裁判官が特定の事件の特定年月日の決定に関与することが出来ることを証する裁判所法第40条による「最高裁判所の指名した者の名簿」の該当部分等の一部不開示等の判断に関する件	文書の存否
(最情) 答申 第6号	定期的司法修習生の実務修習の特定の期間において刑事裁判修習だった者の特定年月日を含む修習日誌の不開示判断に関する件	文書の存否 不開示情報該当性（法5①⑥）
(最情) 答申 第7号	旧姓を使用認められている裁判官の入事情報が官報の「人事異動」欄に掲載される場合、裁判官の氏として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情) 答申 第13号	特定の裁判手続の意思決定に至る過程、並びにその正当性を合理的、客観的に跡付け、検証することができる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件	司法行政文書該当性
(情) 答申 第14号	家事事件に関する決定等を事件関係者に送付する際に、どのような場合に普通郵便を使用するかについての定め又は指示等が記載された文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情) 答申 第15号	特定事件の関係者が行った開示請求に関連して送信又は受信したメールの不開示判断（不特定）に関する件	文書の特定
(情) 答申 第16号	司法行政文書の開示申出にかかる延長通知の決裁に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否

Microsoft365の導入に合わせて、今回からスタイルを横にしてみたよ◎

確認日：令和5年2月3日（令和4年度（最債）新開示19号）  
答申日：令和5年10月3日（令和5年度（最債）答申第3号）

件名：特定のシステム内で保有されている特定の期間に特定の法規を適用し、かつ控訴審判決が存在する事件の番号を宣言した裁判所名、事件番号及び判決日が記載された文書の一部不開示の判断に関する件

### 答申申請書

#### 第1 必要会の結論

「裁判統計データベースシステムに記載された次の事項：2020年（令和2年）に判決が下され、罪名に「魔薬物の処理及び精査に関する法律違反」を含むすべての事件の内、魔薬物の処理及び精査に関する法律16条の2が適用されており、かつ控訴審判決が存在するすべての事件の、第一番判決を下した裁判所名、事件番号、判決日」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「一審件名」で始まる文書（以下「本件対象文書」という。）を本件対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

#### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの最高裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年1月30日付で原判断を行ったところ、取扱要綱第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱第11の3に定める期間がされたものである。

#### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所（第一審）事件番号及び（第一番）判決年月日は、個人の氏名や生年月日といった個人に関する情報を含んでいない。また、裁判所の事件番号と判決日については、最高裁判所の裁量する相例表にも掲載されていることから、公に対することが慣行としている。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、特定期間において特定の刑罰が適用された事件に関する情報が記録されたものであるところ、原判断においては、項目名以外の部分は、行ごとに一体として各事件に係る被告人の個人識別情報（行政機關の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号本文前段）に相当するとの判断し、このうち、「一審件名」欄は、公にしても個人の権利利益が否されるおそれがないと認められるから取扱要綱第3の2により部分開示したが、「一審件名番号」及び「第一審判決年月日」の各欄（以下「本件不開示部分」という。）については、法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められず、また、取扱要綱第3の2による部分開示も相当ではないため不開示とした。
- 2 しかし、不開示情報について改めて検討した結果、本件対象文書には氏名など特定の個人を識別できる情報は記載されておらず、一行ごとに一体として各被告人の個人識別情報に相当するとは言えないと考えに至った。もつとも、本件開示申出は、第一審判決又は控訴審判決において特定の刑罰が適用された事件を対象としていることから、申出に係る情報を開示して記載したものと本件対象文書として特定したものであるところ、本件不開示部分を開示すると、具体的な事件が特定され、当該事件に対する被告人が有罪判決を受けたことを開示することとなる。そうすると、本件不開示部分については、特定の個人を識別することはできないものの、公にするこことはできないものである。おそれがあり、法5条1号本文後段に規定する不開示情報に相当する。
- 3 これに対し、苦情申出人は、事件番号と判決年月日については、最高裁判所が掲載する相例表にも掲載されていることから、公にすることが慣行としている旨主張する。しかし、特定の事件に係る事件番号及び裁判年月日を相例表等で公表している事実をもって、事件番号及び裁判年月日にについていかなる場合においても公表慣行があるという場合にはならない。そして、本件不開示部

いと主張するが、上記のとおり当該主張は採用できない。  
加えて、告訴申出入は、裁判所の事件番号と判決日については、最高裁判所  
の相続する判例集にも相繼されていることから、公にすることが慣行とされて  
いるとも主張するが、最高裁判所事務総長が説明するところ、特定の事件に係  
る事件番号及び裁判年月日を判例集等で公示している事実をもって、事件番号  
及び裁判年月日についていかなる場合においても公示慣行があるということ  
にはならない。あわせて、本件のように、特定の罪名及び罰則の適用を前提と  
して、該当する事件の事件番号及び裁判年月日を公示する取扱いは裁判所にお  
いてされていないものと認められ、公示慣行があるとは認められない。

3 以上のとおり、原判断に於ては、本件不開示部分が法5条1号に規定する  
不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 進  
委員 田口正人  
委員 長戸雅子

旨については、2の理由により下開示情報に相当し、裁判実務上あるいは司法行政上の取扱いや適用等において、通常本件がやれば当該事件番号等を提供して差し支えないといえる事情は認められず、公に対することが慣習とされているとはいえない。

4 上って、本件下開示部分を下開示とした原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記に照らし、「個人識別情報（法5条1号本文前段）」ではなく、「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報（同号本文後段）に相当する」とするのが相当である。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件審問について、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 令和5年2月3日 審問の受理
- 2 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- 3 同年6月16日 事件対象文書の見分け及び審議
- 4 同年7月14日 審議
- 5 同年8月25日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

1 見分けの結果と本件下開示申出の内容を照らし合わせると、本件対象文書中の本件下開示部分には、罪名に「危険物の処理及び清掃に関する法律違反」を含む事件で、そのうち同法律16条の2が適用されて、かつ、控訴期間が存在する事件の第一審の事件番号及び判決年月日が記載されているものと認められる。

そこで、まず、上記事件番号の下開示情報該当性を検討すると、当委員会無効を通じて確認した結果によれば、事件番号は、各裁判所において、事件を受理した日の属する年、当該事件の種類ごとに付される番号及び事件を受理するたびに同行号ごとに付される一連の番号によって構成されるものであり、同一の裁判所において、同一の事件番号が重複して付されることはないことが認め

られる。こののような事件番号の性質に照らすと、当該事件が係属する裁判所による事件番号という情報から、対象となる事件を確定することができるとなる。

そして、法5条1号の個人識別情報には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるることとなるものを含み（同号前段括弧書き）、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、一般人が通常入手し得る情報が含まれるらしいと解される。何人も、被告事件の終結後、訴訟記録の保存又は裁判所としては検察官の事件番号を閲覧することを除いて、訴訟記録を閲覧することができることとされている（刑事訴訟法53条）。これら、事件番号によって特定された事件の訴訟記録を閲覧することで、一般に、告訴状記録に記載された対象事件の被告人の氏名や住所等を知ることが可能となり、特定の個人を識別することができることとなる。以上によれば、本件対象文書に記載された事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であるということができる、法5条1号前段の個人識別情報に相当する。

また、本件下開示情報のうち、判決年月日についても、本件開示申出が特定の罪名及び罰金の適用を前提としたものであり、かつ、これに該当する事件が同日に判決の言渡しがされたものの中では多数あるところがわれないことから、一番片名及び判決年月日の記載と本件開示申出の内容を照合することにて、具体的な事件を特定できる可能性が高く、その場合、当該事件の被告人が有罪判決を受けたことが明らかになる。そうすると、判決年月日によって直ちに、特定の個人を識別することはできないとしても、公にするこにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、法5条1号後段の不開示情報に相当する。

2 これに対し、苦情申出人は、事件番号や判決年月日は、個人識別情報には当たらぬ

## 答申info vol.46

令和5年10月25日成立 答申速報



### 情報公開わかるかも学校④

#### ～開廷表について確認しようの巻～

すっかり秋めいてきましたね。皆さん、今回は開廷表について触られた答申と一緒に確認しましょう。  
令和5年度（情）答申第18号では、「裁判所においては、庁舎入口や法廷前において掲示されるために作成される文書をもって開廷表として開示対象とする扱いであるとしているものと認められるが、このような扱いが不合理であるとはいえない。」として原判断は妥当であるとしました。



おしどり先生



カモミール

開示対象となる開廷表は、裁判の当日に掲示されている文書そのものだということですね。改めて確認しました。

僕も確認しました！



かも吉

おしどり先生のコメントにある答申番号をクリックすると答申が開くよ！右側の緑リボンをクリックすると裁判所ウェブサイトにリンクしているから、試してみてね！

かも太郎

答申番号 (令和5年度)	事 案	論 点
(最情)答申 第8号	特定職員に関する通勤届及び同人に支払った通勤費が分かる文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件	存否応答拒否の当否
(最情)答申 第9号	特定期間に特定の裁判所の各裁判官に通勤手当が支給された事実が分かる一切の文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件	存否応答拒否の当否
(情)答申 第17号	司法行政文書開示申出等に対する判断に至る経緯等が分かる文書の一部不開示の判断に関する件	不開示情報該当性（法5①⑥）
(情)答申 第18号	特定期間に同庁で作成された開廷表（民事に限る）のうち、特定の弁護士が訴訟代理人となっている事件の記載がされた文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情)答申 第19号	特定期の司法修習生の実務修習の特定の期間において刑事裁判修習だった者の特定年月日を含む修習日誌の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情)答申 第20号	特定年月日頃に作成された幹部連絡会の報告資料及び東京地裁職員の過誤事例を取りまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情)答申 第21号	判例集等に掲載される裁判に関係する取扱いが記載されている文書の不開示判断に関する件	文書の特定
(情)答申 第22号	判例集等に掲載される裁判に関係する取扱いが記載されている文書の不開示判断に関する件	文書の特定
(情)答申 第23号	判例集等に掲載される裁判に関係する取扱いが記載されている文書の開示判断に関する件	文書の特定

答申が掲載されたウェブサイトはこちら❸

## 答申info vol.47

令和5年11月21日成立 答申速報

## 情報公開わかるかも学校④

～開示申出人の個人情報の巻～

かも太郎くん、今日は文書開示手続における個人情報の取扱いについて、おさらいをしましょう。開示対象文書に開示申出人本人の個人情報が記載されている場合、どうするんですか？

かも太郎

開示申出人の個人情報は情報公開法5条1号の個人識別情報に当たるから、不開示になるカモ。

そのとおりですね！今回の答申 **令和5年度（最情）答申第10号** にも、「法（情報公開法）は、個人に関する情報について、法5条1号ただし書イからハまでに該当するもの以外は、開示申出人が当該個人本人であるか否かにかかわらず、一律に不開示とすることとしているものと解されるから、仮に当該部分に苦情申出人の氏名や苦情申出人に係る情報が記載されていたとしても、開示することは相当ではない。」とあります。

開示申出人本人の個人情報を開示することができる**保有個人情報の開示手続き**と混同しないように、注意しましょう！

おしどり先生のコメントにある答申番号をクリックすると答申が開くよ！右側の黄色リボンをクリックすると裁判所ウェブサイトにリンクしているから、試してみてね！



とうしん君



カモミール



おしどり先生



かも吉

答申番号 (令和5年 度)	事 案	論 点
(最情) 答申 第10号	特定事件の特定の郵便物の受理等を記録した帳簿等の一部不開示の判断に関する件	不開示情報該当性 (法5①) 文書の存否 司法行政文書該当性
(情) 答申 第24号	特定の職員に支払った通勤費が解る文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件	存否応答拒否の当否
(情) 答申 第25号	特定の通達に基づき定められた標準文書保存期間基準（保存期間表）に記載されている部分の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情) 答申 第26号	特定の弁護士及び特定の裁判官が関わった裁判部に関する司法行政文書等の不開示判断(不特定)に関する件	文書の特定
(情) 答申 第27号	量刑不当で破棄自判した裁判例の記録の不開示判断（開示対象外）に関する件	司法行政文書該当性
(情) 答申 第28号	特定年月に作成及び取得し保有する文書のファイル管理簿の不開示判断（特定不能）に関する件	文書の特定

答申が掲載されたウェブサイトはこちら